



暮らしやすさも賑わいも
一番の自治のまち「新宿」

平成27年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
平成27年2月18日(水)

事業名	危険ドラッグ等の撲滅対策	予算(案)の概要 108 ページ
予算額	1,466 千円 (新規) (前年度予算額 0 千円)	
取材先	区長室 危機管理課 安全・安心対策担当副参事 嶋田 (電話 03-5273-4236)	

事業概要

危険ドラッグを吸引した者の運転する車が暴走し、死傷者を出すなど、悲惨な事件・事故が多発しました。また、全国で危険ドラッグを濫用して死亡した疑いがある人が、平成24年は8人、平成25年は9人であったところ、平成26年は11月末現在で111人となり、大幅に増加しております。こうした現状から、新宿区においても、区民、事業者、東京都、警察等との連携を図り、若者に対する意識啓発をするとともに、建物提供者の責務として危険ドラッグを販売した者等の契約解除等について規定するなど、危険ドラッグ撲滅に向けた(仮称)新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例を制定し、チラシやポスターの配付のほか、条例周知イベント等を実施して、危険ドラッグ撲滅の気運を高めます。

.....(仮称)新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例(案)概要.....

目的・基本理念

区及び区民等は、危険薬物を何人にも売らせないこと並びに危険薬物を区民等が持たないこと、買わないこと、もらわないこと及び使わないことを基本として危険薬物撲滅活動を推進することによって、区民等の安全で平穏な生活を確保し、もって健全な地域社会の実現に寄与する。

危険薬物(危険ドラッグを含む)

法令で規制された薬物

大麻 覚せい剤 麻薬・向精神薬
あへん 毒劇物

指定薬物

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)の指定
- 都知事の指定

その他

規制・指定薬物のほか同等の危険性のある薬物

危険薬物撲滅活動

危険薬物の販売等を防止し、及びこれにより区民等の生活から危険薬物の濫用による影響を撲滅するための活動

区が実施する危険薬物撲滅活動

- 危険薬物撲滅活動に関する施策の総合的な推進
- 危険薬物に関する情報の収集及び区民等への情報提供
- 区民等への広報・教育・啓発

区民等の責務

- 危険薬物撲滅活動への協力
- 危険薬物に関する警察への情報提供

危険薬物撲滅特定地区と協力員の指定

特定地区の指定

危険薬物の販売等を防止するため特に必要があると認める地域を、危険薬物撲滅特定地区に指定

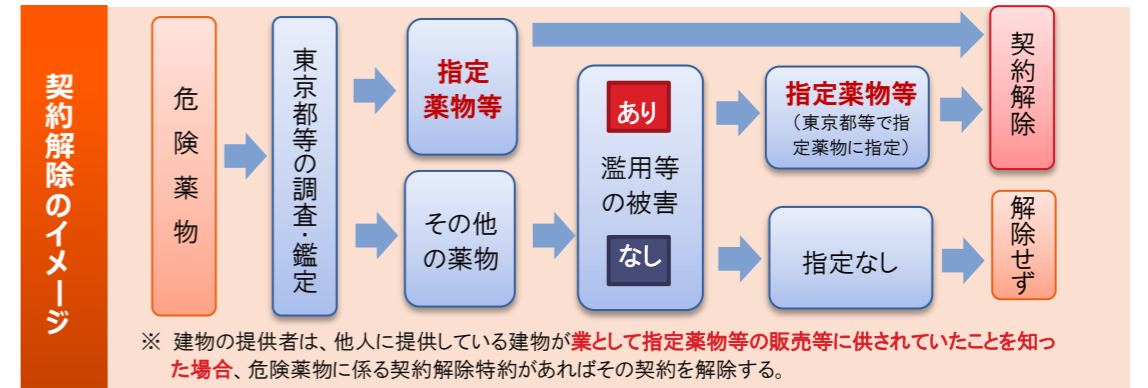
新宿駅周辺の繁華街地区などを指定

協力員による活動

- 町会、自治会、商店会等の構成員の中から、危険薬物撲滅活動協力員を指定
- 区は、危険薬物撲滅活動に対し、積極的な支援

不動産業界等の責務

- 危険薬物の販売等をさせないように
 - 危険薬物を販売等した場合の契約の解除
 - 物件への定期的な確認
- ➡ 確約書等の提出
➡ 特約条項の追加



効果

- 新規参入の抑制
- 既存店舗の排除
- 公共の安全確保
- 街の活性化
- ビルオーナー保護
- 青少年の健全育成
- 街のイメージ向上

施行予定日

平成27年4月1日

危険ドラッグ撲滅に関する区の取り組み状況

- 販売店舗に対する立入検査への同行
- 危険ドラッグ撲滅等のキャンペーン
- ポスター掲示及びパンフレット配布による若者への啓発活動
- 区立小、中学校等において薬物乱用防止教室・講習会の開催
- 区、区内4警察署、不動産業界による覚書の締結(平成27年1月20日)